

あわら市監査委員告示 第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠し実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 3 日

あわら市監査委員 伊 東 秀 一
あわら市監査委員 笹 原 幸 信

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

教育委員会 教育総務課（芦原中学校、金津小学校、北潟小学校）

3 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務の執行

令和 3 年度（令和 3 年 5 月現在）の施設の管理

4 監査の期間

令和 2 年 4 月 24 日から令和 3 年 5 月 13 日まで

5 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料及び財務会計システムをもとに、財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から事務の執行状況を聴取した。また、必要に応じて関係帳簿及び関係書類の通査・照合を行った。

6 監査の結果

各学校における財務に関する事務の執行及び施設の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については改善、検討が望まれる。

【共通事項】

◇支払遅延の是正について

教育活動に必要な物品等の購入において、支払いが請求書を受領してから1ヵ月以上経過している事案が、芦原中学校において6件、金津小学校において3件、北潟小学校において3件あった。請求の中には少額のものも見受けられたが、金額の大小にかかわらず、支払遅延は法に抵触し、契約相手方の資金繰りに影響を与えることから、以後、速やかな支払手続きを行うよう改善されたい。

◇立替払いの是正について

教育活動に必要な物品等の購入において、職員が支払いを立て替えている事案が複数見受けられた。そのうち、支払いの精算が1ヵ月以上経過している事案が芦原中学校において1件、金津小学校において3件、北潟小学校において9件あった。立替払いを繰り返すことにより、私費と公金の混同を招き、横領を助長する可能性を否定できないことから、立替払いは厳に慎むよう求めるが、教育活動の性質上、やむを得ない場合も見受けられる。そのような場合に備え、立替払いのルールを設けるなど、不正のリスクを最小限に留める方策により、公明な会計の維持に努められたい。

上記のほか、次の事項については、監査の過程で指示、助言を行った結果、すでに改善がなされたものである。

【共通事項】

◇収入に関する会計書類の具備について

会計書類のうち、支出に関する書類（支出伝票、請求書など）はファイル等に適切に保管されていた一方で、収入に関する書類（収入伝票、収入明細など）は総じて保管されていなかった。現在は、収入に関する書類として、

保護者から教材費などを集金する際に作成する「集金額一覧表」をファイル等に具備することとし、これを通帳及び会計帳簿等と照らし合わせることで、よって会計処理の適正を保つよう改善がなされている。

◇繰越金の処理について

学校給食会計等において、受取利子が長年にわたって積み上がり、次年度に繰り越されていた。学校給食会計のように、特定の用途のために運用がなされる会計においては、繰越金が生じる余地はなく、仮に受取利子によって残高が生じた場合でも、会計の透明性を維持するためにも、繰越を避けることが望ましい。現在、一部の学校によっては、受取利子が発生しないように、口座そのものを「決裁用普通預金口座」へ変更することで改善がなされている。

◇戻入金及び戻出金の処理について

現金出納簿において、戻入金を収入項目に歳入として計上し、戻出金を支出項目に歳出として計上していた。戻入金は、一度支出した現金が払い戻されることにより生じるものであるため、現金出納簿の支出項目にマイナス計上することが適切である。また、戻出金は、一度収入した現金を払い戻すことにより生じるものであるため、収入項目にマイナス計上することが適切である。現在は、いずれの学校においても、先に述べたように改善が施され、現金出納簿の適正な運用がなされている。